

令和4年度子ども食堂応援事業について

1 目 的

食事の提供により子どもの孤立を防止し、子どもが安心して過ごせる居場所の設置及び運営を行う団体に助成金を交付するとともに、有益な情報を提供することでその活動を応援します。

2 対象団体

- (1) 定款又は会則等を備えている団体
 - (2) 公序良俗に反する活動を行わない団体
 - (3) 活動が営利・宗教・政治活動に関するものではない団体
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと。
- 営利企業であっても活動内容及び目的が非営利であり、宗教・政治活動でなければ対象とします。
※非営利活動とは、無償若しくは低額で提供される活動

3 支援内容

(1) 活動支援

ア 広報啓発活動

本会で北名古屋市子ども食堂一覧を作成し、公共施設等で配布します。
また、市民からのお問い合わせに応じて、各子ども食堂を紹介いたします。

イ 情報支援

愛知県等からの助成金等の有益な情報をお伝えしていきます。

ウ 相談支援

活動していく中での相談をお受けします。

※ 他の子ども食堂の保険が気になる。いつも来る人で、心配な人がいる。など

(2) 助成金の交付

ア 開設助成金

開設しようとしている団体に対して、10万円を上限として助成金を交付します。

○対象経費：消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広報費、備品費

ただし、活動年数によっては、返還していただくことがあります。

活動年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
返還割合	助成額の100%	助成額の80%	助成額の60%	助成額の40%	助成額の20%	助成額の0%

イ 運営助成金

子ども食堂の運営に係る費用に対して、6万円を上限として助成金を交付します。

○対象経費：消耗品費、保険費、旅費交通費、研修費、印刷製本費、通信運搬費、広報費、会場費、食材費、備品費、衛生管理費

4 対象となる事業

無料又は低額で栄養バランスのとれた食事を提供する子ども食堂の設置及び運営を行う事業であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

(1) 利用者

北名古屋市内に在住する 18 歳未満の子ども及びその保護者

※ ただし、地域の高齢者、障害者等と一緒に利用することも可。

(2) 開設回数

年間を通じて 1 か月に平均 1 回以上開催してください。

また、1 回当たりの利用者が 5 人以上参加できる規模で実施をしてください。

※ 災害や感染症の影響により開催しないほうが良いと判断される場合はこの限りではありません。

(3) 助成金の併用

本会から別の助成金との併用はできません。

※ 愛知県などの助成金は併用可です。

(4) 適正な運営

ア 子ども食堂の開設前に管轄の保健所に相談し、指導・助言を受けてください。

イ 調理時の衛生管理を徹底し、利用者の安全確保に努めてください。

ウ 利用者及び事業従事者の傷害保険に加入する等の利用者の事故に備えてください。

4 申請方法

(1) 子ども食堂助成金交付申請書（様式第 1）を提出

→ 社協で審査し、適当と認めるときは、決定通知書により通知します。

(2) 子ども食堂助成金請求書（様式第 3）を提出

→ 提出がありましたら 2 週間程度で振込をします。

(3) 事業内容で申請時と変更する場合は、子ども食堂事業変更（中止）承認申請書（様式第 5）を提出してください。

※ 活動場所が変わる場合や活動日が変更となる場合など

(4) 翌年度の 4 月 30 日までに子ども食堂実績報告書（様式第 4）を提出

※ 1 万円以上の購入があった場合は領収書のコピーを提出してください。

5 問い合わせ先

北名古屋市社会福祉協議会 子ども食堂応援事業 担当者

TEL 0568-25-8500

FAX 0568-25-1911

Mail fukushi@kitanagoya-shakyo.jp